

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2023年7月29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 医療法人財団康生会 理事長 武田隆司			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	175 台	2 台	21 台	157 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	47 台	0 台	4 台	43 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	43	キログラム	57.24	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0.18	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	IS014001(自己宣言) においての空調機、フロン使用（冷凍・冷蔵）機器の点検要領書を作成し、各部署において、要領書に基づいて、定期的（約1か月）に簡易点検を実施している。また、年間を通して専門業者による定期的（3～6ヶ月）な点検も実施し、報告書は施設管理部で管理している。			
	廃棄時	フロン使用機器に関しては、廃棄時には必ず専門業者にフロンを回収してから破棄し、破壊証明書を発行させ施設管理部で一括保管している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	各部署もしくは購買施設管理部にて、空調設備、自販機、給茶機、冷水機、冷蔵・冷凍・保冷機器、製氷機等の使用時には異音、振動の発生、冷暖能力の低下、結露、並びに液体の漏れ等がないかを確認している。			
	廃棄時	廃棄機器に関しては、廃棄時に必ずフロン回収専門業者にフロンを回収してから切り離し工事を実施し、フロン回収から破壊証明書を発行させ施設管理部で保管している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	業務用、家庭用に関わらず、可能な限り地球温暖化係数の低い冷媒を使用した製品（トップラナー機器）かノンフロン機器を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。